

# 第2次川島町男女共同参画推進計画 (案)

川 島 町

# 目次

## ■第1章 計画の基本的な考え方

---

1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2

## ■第2章 川島町の男女共同参画にかかる現状

---

1	意識・実態調査の概要	3
2	意識・実態調査の結果（抜粋）	4
	（1）男女共同参画の認知度	
	（2）女性の参画状況	
	（3）家庭生活の状況	
	（4）DVに対する意識の状況	
3	課題と基本目標	9

## ■第3章 計画の基本理念と施策体系

---

1	基本理念	10
2	計画の体系	11
3	数値目標	12

## ■第4章 計画の内容

---

基本目標1	男女が尊重される意識づくり	13
	施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	
	施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習機会の充実	
基本目標2	男女が共に参画する環境づくり	18
	施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）	
	施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画	
	施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進	
基本目標3	安心して暮らせる社会づくり	26
	施策の基本的方向(1) 配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり （DV対策基本計画）	
	施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康づくり支援	

## ■第5章 計画の推進

---

1	総合的な推進体制の整備	34
2	関係機関等との連携体制の構築	34

## ■第1章 計画の基本的な考え方

---

### 1 計画策定の趣旨と背景

すべての個人が性別等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けられており、人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、不可欠の前提です。しかしながら、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

本町では、平成11年（1999年）に男女共同参画に関する初めての推進計画となる「かわじままち男女共生プラン21～男女共同参画社会の実現をめざして～」を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきました。

平成23年（2011年）に「第5次川島町総合振興計画」や国の「男女共同参画推進基本計画」に合わせて、「川島町男女共同参画推進計画～男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現～」を策定しました。

平成25年（2013年）には、男女共同参画社会の実現に向け、町の基本理念を明らかにした「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」を制定しました。

令和2年（2020年）3月に「川島町男女共同参画推進計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組や成果目標の達成状況等を踏まえて、引き続き、男女共同参画社会の実現に取り組んでいくために、新たに「第2次川島町男女共同参画推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、町における男女共同参画の実現に向けた施策の基本的方向について示したものであり、次に掲げる位置付けに基づき、総合的・体系的に策定したものです。

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」第9条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・体系的に推進するための基本的な計画です。
- この計画は、「第6次川島町総合振興計画」をはじめとした、各部門の計画と整合を図った計画です。
- この計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定されている市町村推進計画にあたります。
- この計画は、川島町男女共同参画推進委員会委員の意見、令和2年度に町が実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」や「町民コメント」を通して寄せられた意見等をもとに策定しました。
- この計画は、町民、事業者、関係機関等と連携して取り組み、町政・家庭・職場・地域等における男女共同参画社会の実現を目指すものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とします。ただし、今後の社会経済情勢等の変化や計画の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

## ■第2章 川島町の男女共同参画にかかる現状

---

### 1 意識・実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

町民の意識・実態を把握した上で本計画を策定するために「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施しました。

#### (2) 調査の対象者

住民基本台帳を用いて無作為抽出により、町内在住満18歳以上の1,800人を対象としました。

#### (3) 調査方法及び調査期間

- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・調査期間：令和2年（2020年）9月11日～9月30日

#### (4) 回収結果

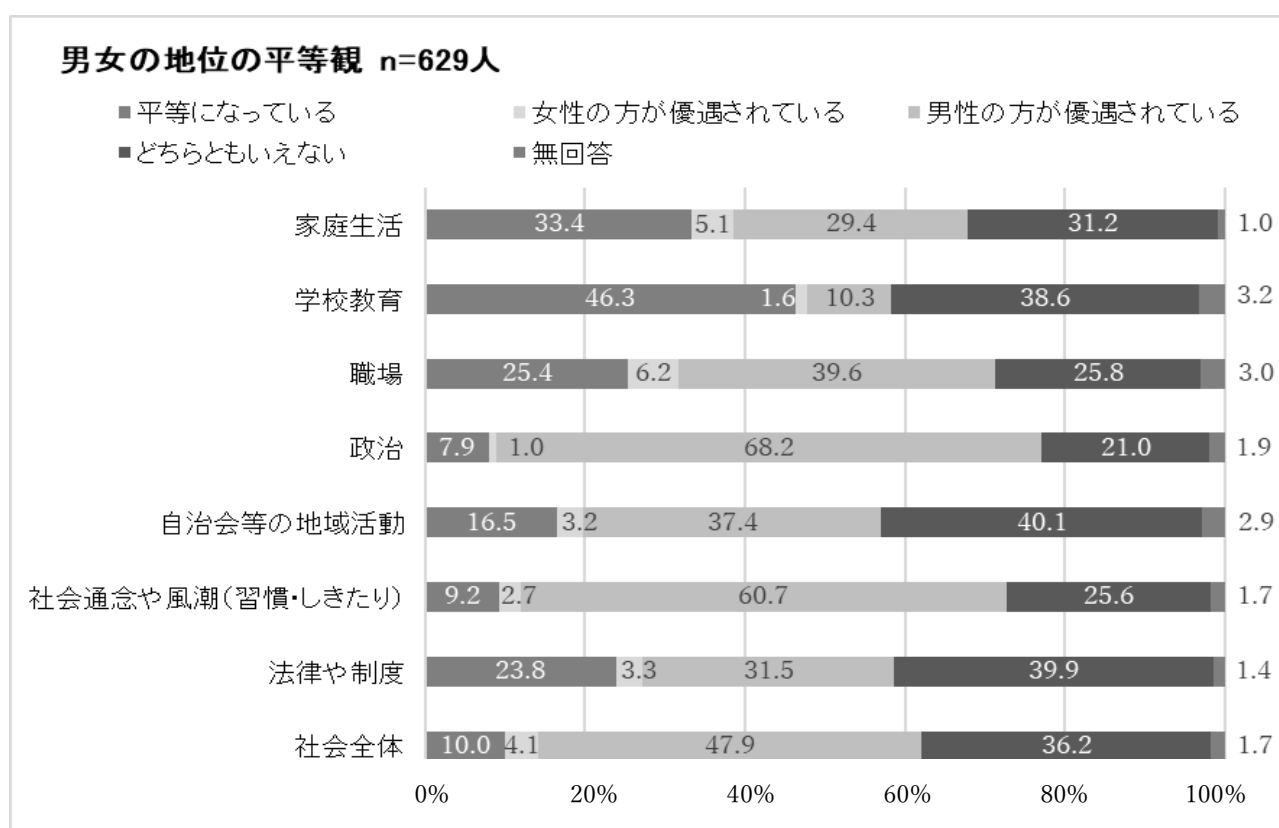
- ・回収数：629
- ・回収率：34.9%

## 2 意識・実態調査の結果（抜粋）

### （1）男女共同参画の認知度

「男女の地位が平等になっているか」の問いに対し、「平等になっている」と答えた割合が高かったのは「学校教育」で46.3%となっております。

「政治」、「社会通念や風潮（習慣・しきたり）」、「社会全体」は、「平等になっている」と思う割合が1割以下となっており、固定的な性別役割分担意識(注<sub>1</sub>)がまだ根強くあることがわかります。



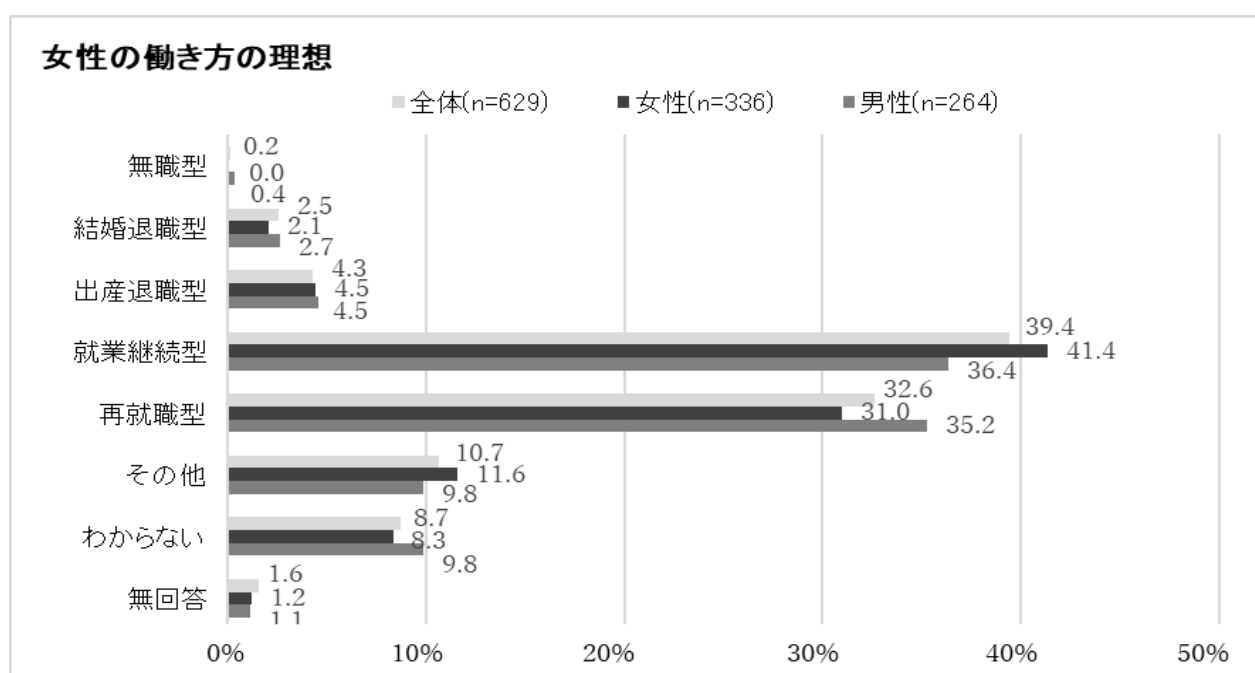
注<sub>1</sub> 固定的性別役割分担意識…

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

## (2) 女性の参画状況

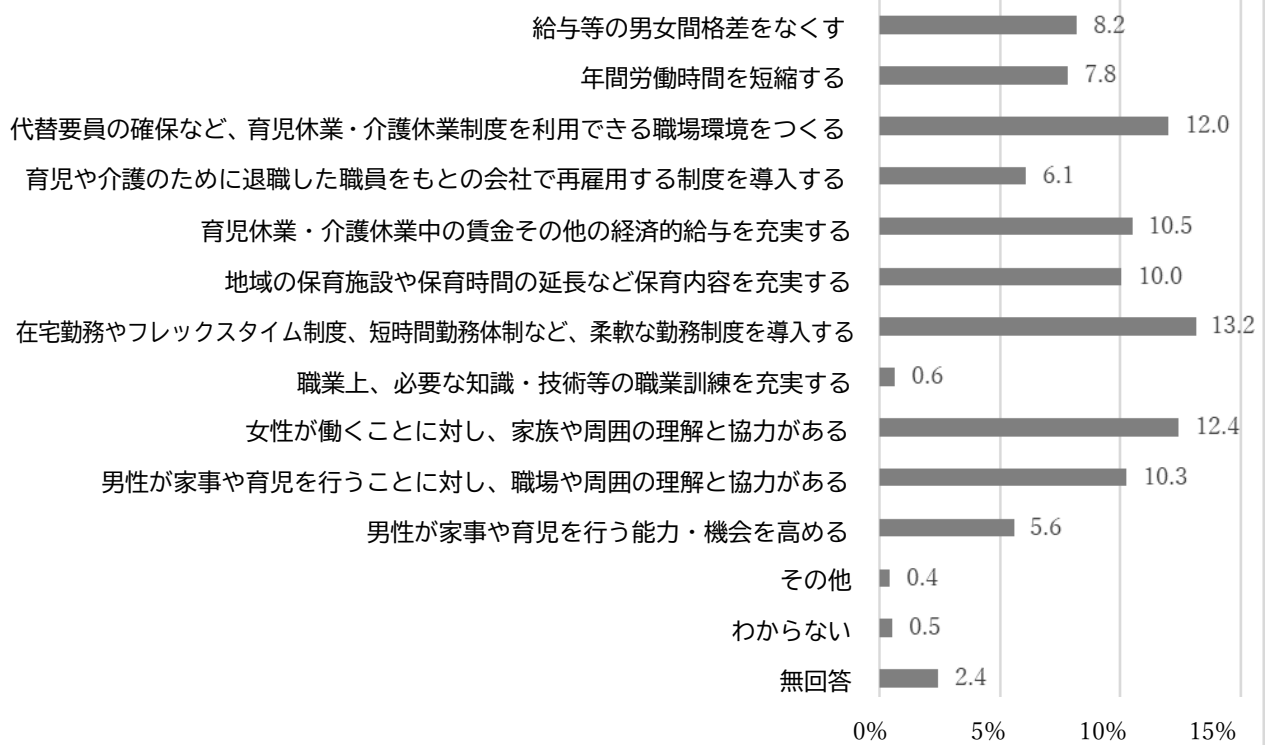
「女性の働き方の理想」について、男女ともに「子どもができて、ずっと職業をもち続けた方がよい（就業継続型）」が最も高く、次に「子どもができれば辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい（再就職型）」となっています。

また、「男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件」として、「在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力がある」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」といった意見が多く見受けられ、男女が社会で活躍するための職場の環境づくりが必要です。



本来の選択肢	再定義した 選択肢
女性は職業をもたない方がよい	無職型
結婚するまでは職業をもつが、結婚したら辞めた方がよい	結婚退職型
子どもができるまでは職業をもつが、子どもができれば辞めた方がよい	出産退職型
子どもができて、ずっと職業をもち続けた方がよい	就業継続型
子どもができれば辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい	再就職型

男女が共に仕事と生活を両立していくための条件 n=629人

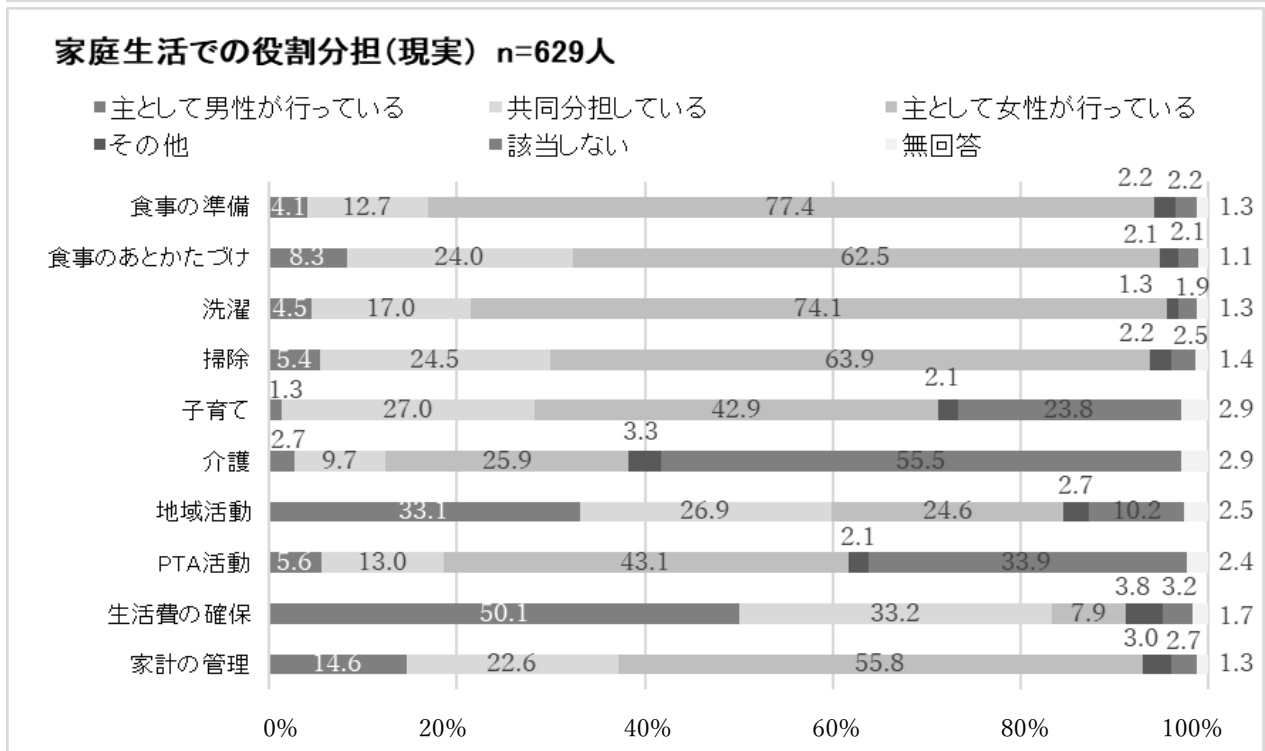
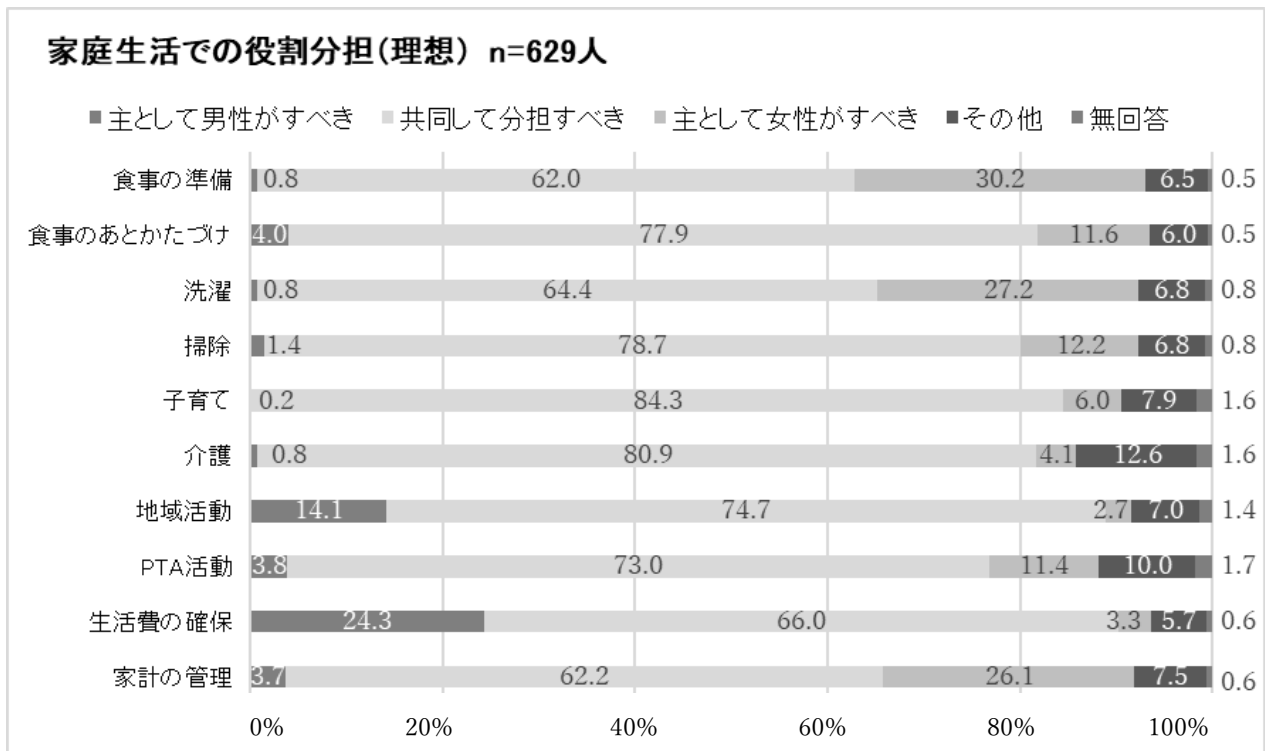




### (3) 家庭生活の状況

「家庭生活での役割分担」について、理想と現実を別々に尋ねたところ、理想的にはすべての項目において「共同して分担すべき」が最も高い割合となっております。

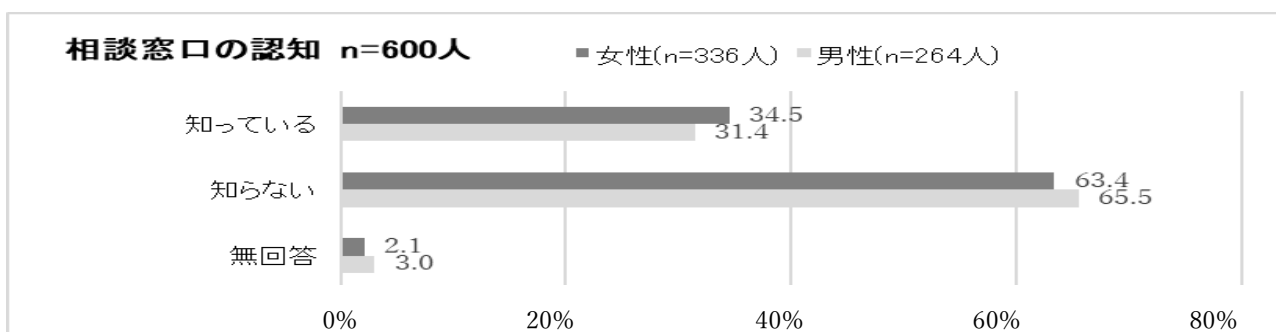
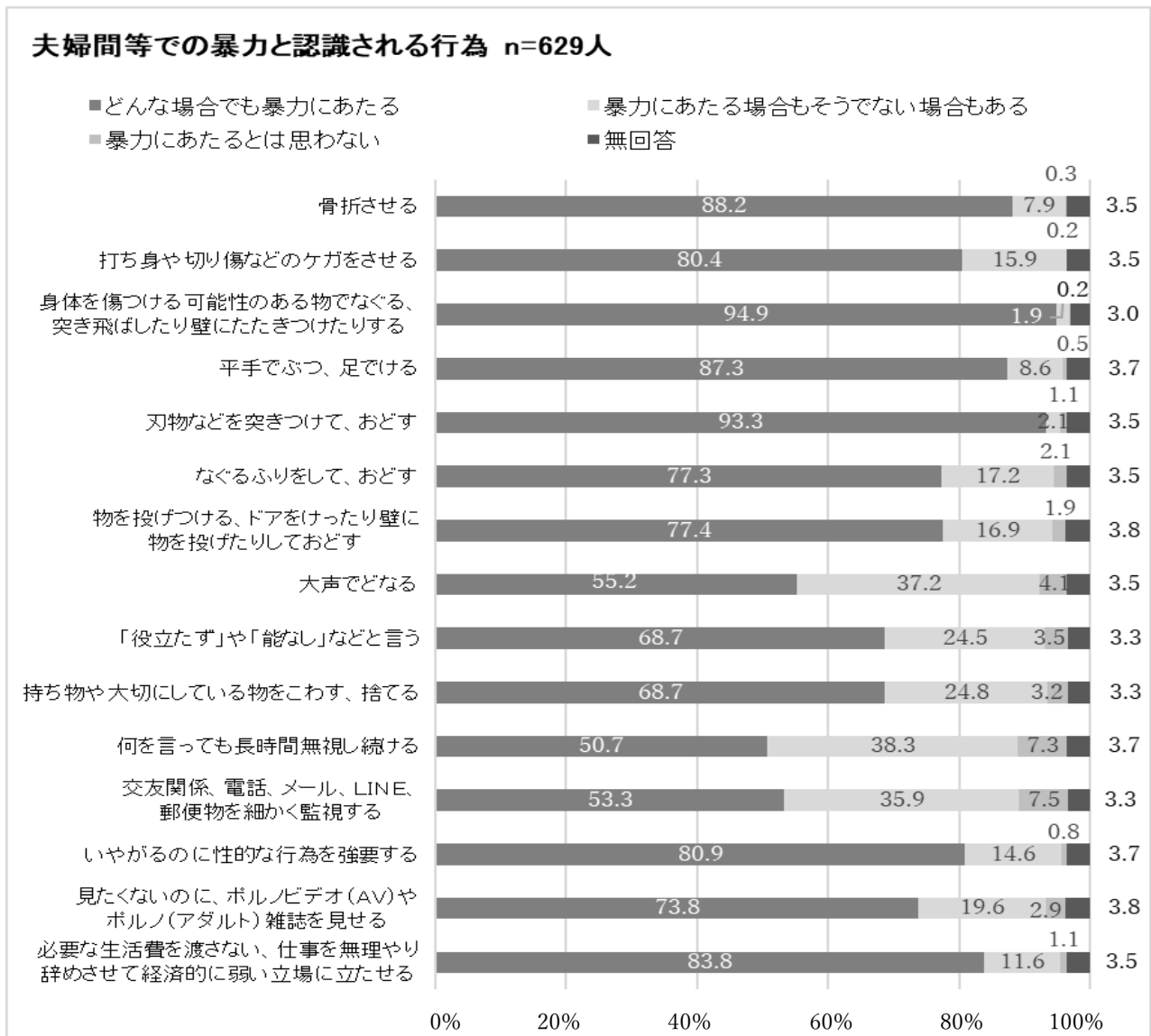
現実的には、「生活費の確保」について5割が「主として男性」が行っており、「食事の準備」、「食事のあとかたづけ」、「洗濯」、「掃除」は6割以上が「主として女性」が行っております。このことから理想と現実での大きな差がうかがえます。



#### (4) DVに対する意識の状況

夫婦間等での暴力と認識される行為として、以下の項目はすべて「どんな場合でも暴力」にあたります。しかしながら、「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係、電話、メール、LINE、郵便物を細かく監視する」、「大声でどなる」等、「精神的な暴力」を「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた方は6割以下となっております。

また、DV被害に遭った際の相談窓口を知っている方は4割以下であり、多くの方が相談できる窓口を知りません。



### 3 課題と基本目標

前ページまでの男女共同参画に関する意識・実態調査の結果と次ページの「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」に定める基本理念から、次のように課題を整理し、3つの基本目標を設定します。

#### (1) 一人ひとりに対する意識への働きかけ

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組のより一層の推進
- 学校教育における男女共同参画の意識づくり、あらゆる世代への学習機会の確保
- 男女の個人の尊厳の尊重、人権の尊重



#### 基本目標1 男女共同参画の【意識づくり】

#### (2) 町民を取り巻く環境の整備

- 家事、育児の女性への偏り
- 女性が働くための家族の協力体制、支援制度の充実
- 男性の育児休業等への認識、理解が不十分
- 個人の能力発揮機会の確保
- 男女対等に方針立案・決定への参画機会の確保



#### 基本目標2 男女が共に参画する【環境づくり】

#### (3) 町民を支える社会の構築

- 暴力にあたる行為を暴力と認識するよう意識啓発の推進
- 配偶者からの暴力の相談窓口の周知促進
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重



#### 基本目標3 安心して暮らせる【社会づくり】

## ■第3章 計画の基本理念と施策体系

### 1 基本理念

町では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成25年(2013年)3月に「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」を制定しました。条例の第3条に、男女共同参画を推進するための6つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

本計画においても同条例第3条に定める6項目を基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行うこと。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

## 2 計画の体系

<b>基本目標1 男女が尊重される意識づくり</b>	
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	
職場・家庭・地域等における慣行の見直し	
人権を尊重する意識啓発	
LGBTを含む性の多様性の尊重	
男女平等を推進する教育・学習機会の充実	
男女平等の視点に立った学校教育の推進	
男女共同参画に向けた生涯学習の推進	
<b>基本目標2 男女が共に参画する環境づくり</b>	
女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）	
雇用等の分野における男女の均等な機会の推進	
就業や再就職・起業に対する支援	
多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
男女の仕事と生活の調和の実現	
女性の政策・方針決定への参画	
女性職員の採用・登用等の推進	
町の審議会等委員への女性の参画の推進	
公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進	
女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	
地域社会活動への参画の促進	
地域の活動における男女共同参画の促進	
防災活動における男女共同参画の促進	
障がい者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援	
<b>基本目標3 安心して暮らせる社会づくり</b>	
配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（DV対策基本計画）	
DVやデートDVなど配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
安全・安心なまちづくりの推進	
DV被害者のための相談体制の整備	
ハラスメント防止対策の推進	
生涯を通じた健康づくり支援	
生涯を通じた男女の健康の保持増進	
健康を脅かす問題についての対策の推進	
性差に応じた健康支援の推進	
生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進	

### 3 数値目標

この計画の達成を目指す目標値は次のとおりです。

	No.	評価指標	前計画目標 (目標年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
		目標値、データの出典			
基本目標 1	1	固定的性別役割分担に同感しない人の割合	50%以上 (令和 2 年度)	49.4% (令和 2 年度)	60%以上 (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
基本目標 2	2	女性 (25～44 歳) の就業率	70%以上 (令和 2 年度)	69.4% (平成 27 年度)	77% (令和 7 年度)
		国勢調査			
	3	町職員に占める管理的地位 (管理職) にある女性の割合	-	14.3% (令和 2 年度)	20% (令和 7 年度)
		当該年度 4 月現在の数値			
4	町の審議会等委員に占める女性の割合	40%以上 (令和 2 年度)	26.1% (令和 2 年度)	40%以上 (令和 7 年度)	
	当該年度 4 月現在の数値				
基本目標 3	5	夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合	100% (令和 2 年度)	94.9% [突き飛ばす]	100% (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査		87.3% [平手でぶつ] (令和 2 年度)	
	6	配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	男女とも 70% (令和 2 年度)	34.5% [女性]	男女とも 70% (令和 7 年度)
男女共同参画に関する住民意識・実態調査		31.4% [男性] (令和 2 年度)			
7	乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率	50% [乳がん]	23.9% [乳がん]	28.5% [乳がん]	
	埼玉県がん検診結果統一集計結果報告書	50% [子宮頸部がん] (令和 2 年度)	16.5% [子宮頸部がん] (平成 30 年度)	30.8% [子宮頸部がん] (令和 5 年度)	

※7については、「第2期川島町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」の数値を引用しているため、目標年度が令和 5 年度となっています。

また、目標数値算定の対象年齢が拡大したため、前計画の目標値と比較して、数値が下がっています。

## ■第4章 計画の内容

### 基本目標1 男女が尊重される意識づくり

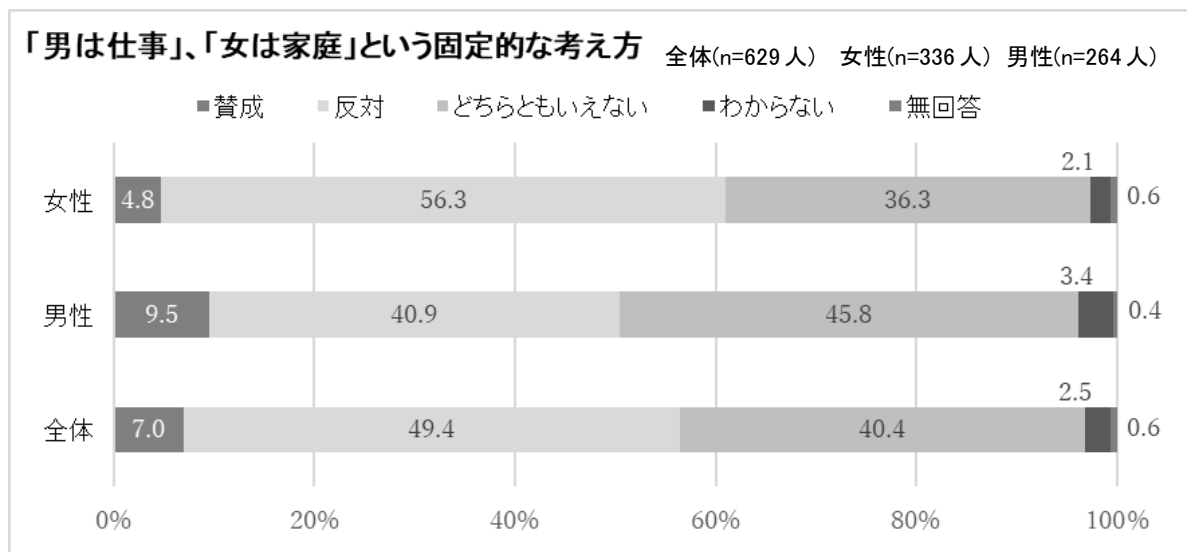
#### 施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画することは活力ある社会づくりにおいて非常に重要です。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の割合は、49.4%です。男女別にみると、女性の割合（56.3%）が男性の割合（40.9%）より約15%高くなっています。

固定的な性別役割分担意識の解消をするためには、男女共同参画の形成に必要な法律制度等の理解促進を行い、意識の改革をすることが必要です。

また、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現のため、固定概念にとらわれずに多様性を受け入れることが重要であり、社会全体として多様な性のあり方についての理解を深めることが必要です。



▶具体的施策① 職場・家庭・地域等における慣行の見直し

職場や家庭、地域等様々な場における慣行を見直すため、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広く見直しを呼びかけていきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
1	男女共同参画に関する調査等による実態把握	男女共同参画に関する意識・実態調査により、町の実態を把握します。	総務課
2	男女共同参画に関する情報や出版物の収集、提供	国や埼玉県からの男女共同参画に関する情報や出版物を収集し、情報提供及び周知を行います。	総務課
3	男女共同参画に関する法令、条例の周知	男女共同参画に関する法令や「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」について周知を行います。	総務課

▶具体的施策② 人権を尊重する意識啓発

今日においても、男女共同参画を含め様々な人権問題が残っています。男女共同参画社会を実現するためには、すべての人がお互いの人格を認め合い、一人ひとりの基本的人権を尊重し合うことが大切です。人権尊重の意識を浸透させ、多様な価値観や個性、生き方を認め合うための意識啓発活動を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
4	人権に関する啓発資料の発行	男女共同参画を含めた人権に関する国や埼玉県、近隣自治体等の情報や資料等を収集し、情報提供及び意識啓発を行います。	総務課
5	人権に関する研修会等の開催	人権に関する講演会や研修会を開催し、男女共同参画を含めた人権に関する意識啓発を行います。	総務課
6	学校での人権教育の推進	小・中学校において、人権週間に校長からの人権講話や、人権作文、メッセージの作成を行うなど、児童生徒の人権意識を啓発します。また、教職員及び保護者にも人権研修を行い、人権意識を啓発します。	教育総務課



▶具体的施策③ **LGBTを含む性の多様性の尊重【新規】**

LGBT(注<sub>2</sub>)などの性的マイノリティの認知は、日本ではまだまだ低いのが現状です。性自認や性的指向は、一人ひとりに認められた基本的人権の一部です。多様な性が認められ、性的マイノリティであることに悩んだり苦しんだりすることなく、誰もが生活しやすい社会を作るために、正しい知識を広めていきます。

また、県内でも、「パートナーシップ制度」を導入する団体が増えてきています。町においても、制度の導入に向けて検討していきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
7	性的マイノリティへの町職員の理解促進	町職員のLGBTに関する理解を促進するため、研修会の開催、資料の配布等を行う。	総務課
8	性的マイノリティへの理解促進のための啓発	LGBTなどの性的マイノリティへの理解について、広報等により広く周知啓発を行います。併せて、町職員に対して、研修等を通じて町民対応の際の配慮や職場環境向上に向けて、理解促進を図ります。また、パートナーシップ制度の導入に向けて研究していきます。	総務課

---

注<sub>2</sub> **LGBT**…  
レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉で

性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

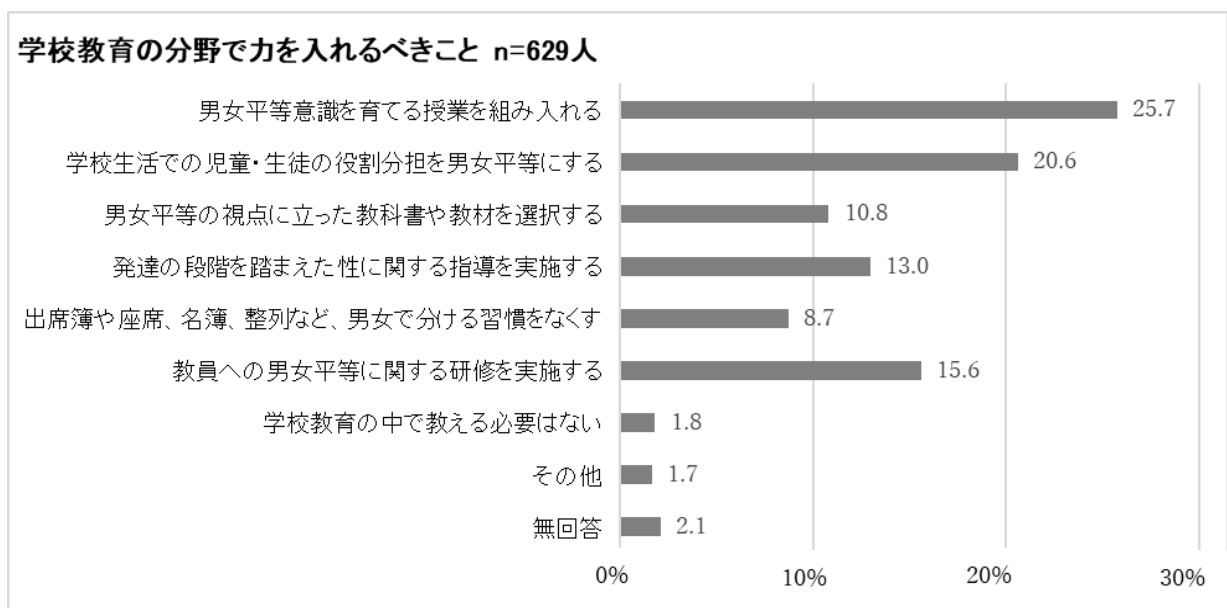
## 施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習機会の充実

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であります。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「学校で男女平等教育を進めるために取り組んでほしいこと」は、「男女平等意識を育てる授業を組み入れること」が最も高く、次に「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女平等にすること」となっています。

学校教育では、子どものころから、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いの人権を尊重し合った男女平等観の形成を促進する必要があります。

また、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が必要です。



▶具体的施策① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

性別にとらわれない多様で自由な生き方を選択できるようにするためには、子どもの頃からの教育や啓発が重要です。特に学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であるため、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、男女平等観の形成を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
9	教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	男女共同参画や人権問題に関する国や埼玉県、他自治体の情報や資料等を収集し、町内小・中学校の教職員に対し、情報提供を行います。	教育総務課
10	発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	中学校において、保健師による「性に関する指導」を実施します。	教育総務課

▶具体的施策② 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるため、個々のライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会を充実させます。性別による固定的役割分担意識が醸成されないように、地域や職場などにおける学習機会の提供を進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
11	公民館等の社会教育施設を活用した学習機会の提供の充実	地域住民の方を対象に、男女共同参画の推進に資する事業を実施していきます。	生涯学習課
12	職場における男女共同参画に関する学習機会の取組の促進	国や埼玉県が開催する講座の周知を行うほか、町主催で男女共同参画を促進する事業を実施します。また、女性職員対象の研修に職員を派遣します。	総務課 農政産業課
13	ライフステージに応じた研修・講座の充実	各世代に合わせた講座や教室を企画するとともに、各世代が参加しやすいように配慮して、参加を促進します。	総務課 生涯学習課

## 基本目標 2 男女が共に参画する環境づくり

### 施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができる環境づくりが重要です。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件」として、「在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力がある」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」といった意見が多く見受けられます。（※第2章-2）

仕事と子育て、介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働くために、男女雇用機会均等法をはじめ、関係法令等の周知・啓発や、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組が必要です。更に、子育てや介護支援を充実させながら、企業や町民、町が連携して仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めることが必要です。

#### ▶具体的施策① 雇用等の分野における男女の均等な機会の推進

男女共同機会均等法等の普及に努めるとともに、非正規雇用労働者を含めた雇用環境の整備を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
14	調査等による実態把握	男女共同参画に関する意識・実態調査により、雇用分野の男女の均等な機会の状況を把握します。	総務課
15	男女雇用機会均等法等の周知・啓発	住民、労働者、事業者に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨や内容の周知と法令順守を呼びかけます。	総務課 農政産業課
16	非正規雇用における雇用環境の整備促進	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の促進など、非正規雇用における雇用環境の整備を促進します。	総務課 農政産業課
17	労働に関する相談窓口の周知	埼玉県等が実施している労働に関する相談窓口の周知を行います。	総務課 農政産業課
18	ハラスメントの防止対策の周知	職場や学校などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止を促進するため、啓発や情報提供を行います。	総務課

▶具体的施策② 就業や再就職・起業に対する支援

意欲のある女性がその力を存分に発揮して活躍できるよう、就業・起業の場の提供や情報発信により、働く意欲のある女性を支援します。また、子育てが終わった女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけを行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
19	就業、起業に関する相談・セミナー等の情報提供	埼玉県等が開催する就業、起業を希望する女性に対する相談会、セミナー等について、周知を行います。	総務課 農政産業課
20	女性のキャリアアップに関するセミナー等の情報提供	働く女性に対する各種講習会、セミナー等の開催、埼玉県等が開催する講習会等の情報の周知を行います。	総務課 農政産業課

▶具体的施策③ 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

性別や就労の有無に関わらず、安心して妊娠、出産、子育てができるよう子育て支援策の充実と、子どもの成長段階に合わせた相談体制の充実を図ります。また、介護が一部の家族や女性だけのものにならないよう、男女が共に協力して介護にあたるよう意識啓発を進めるとともに介護支援策の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
21	子育て支援策の充実	川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」を中心に、社会情勢や保護者のニーズの変化に対応しながら、子育て支援策の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課
22	子育てに悩みや不安を抱える保護者に対する相談体制の充実	妊娠・出産相談（マタニティ学級）、子育て相談、スクーリング・サポートセンター、さわやか相談室等、子どもの成長に合わせた相談窓口を整備し、保護者に寄り添った相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課 教育総務課
23	介護支援策の充実	介護保険制度により、介護者の介護に関する相談に対応し、介護サービス等を適切に提供することで介護者の負担を軽減します。	健康福祉課
24	男性の子育てや介護への参画促進	男性の子育て等への参加を促進するため、各種支援制度について情報提供、意識啓発を行います。	総務課 子育て支援課 健康福祉課

▶具体的施策④ 男女の仕事と生活の調和の実現

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注<sub>3</sub>）について、積極的な情報提供と啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
25	仕事と生活の調和に関する意識啓発	事業者や労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の社会的気運を高めるため、意識啓発を行います。	総務課 農政産業課
26	育児休業、介護休業制度等の周知及び取得促進	仕事と育児や介護を両立していくための支援制度について情報提供するとともに、特に男性の制度活用について呼びかけます。	総務課 農政産業課

---

注<sub>3</sub> 仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）…

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるとされている。

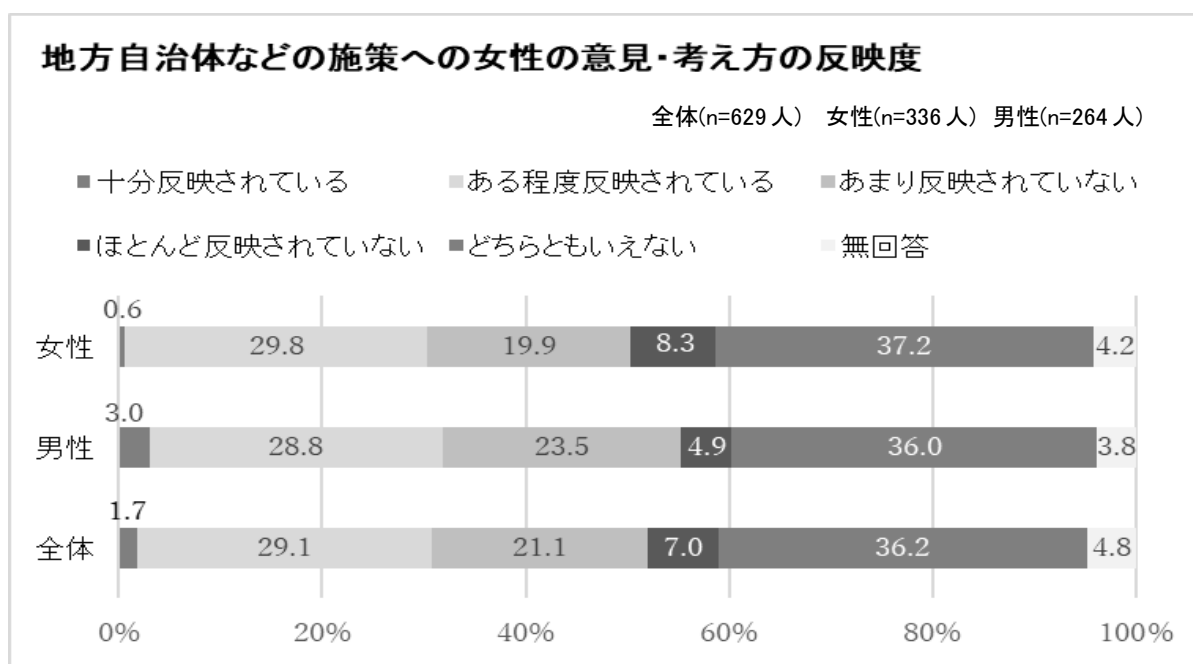
## 施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定を決定する過程に男性・女性双方が平等の立場で参画することが重要です。

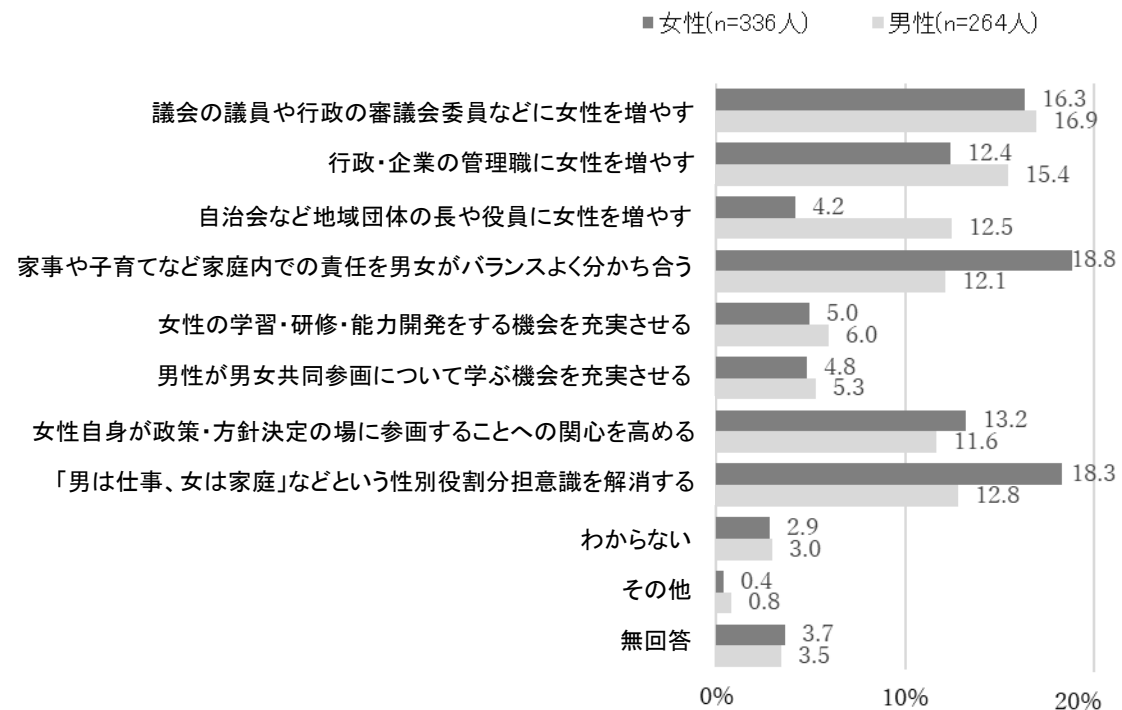
町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、地方自治体などの施策に女性の意見や考え方が「反映されている」と答えた方は、女性が30.4%、男性が31.8%となっています。

また、「女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なこと」を尋ねたところ、女性は「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合うこと」、「男は仕事、女は家庭」などという性別役割分担意識を解消すること」を必要としているのに対し、男性は「議会の議員や行政の審議会委員などに女性を増やすこと」、「行政・企業の管理職に女性を増やすこと」を必要としていることがわかります。

女性の政策・方針決定過程への参画の拡大について、町が率先して女性の参画を進めるとともに、事業所、各種団体等へも協力を要請していくことが必要です。



## 女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なこと



### ▶具体的施策① 女性職員の採用・登用等の推進

地方公務員法に基づく平等取扱と成績主義の原則に基づき、町が率先して政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
27	積極的な女性職員の採用、職域拡大及び登用	町職員について、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用を進めるとともに、性別に関わらない適材適所への人事配置に努めます。	総務課
28	管理職をはじめとする職員への意識啓発	女性の政策・方針決定過程の参画が進むよう、町職員に対する意識啓発を推進します。	総務課
29	人材育成基本方針に基づく研修の充実	女性の人材の育成に資するための研修への職員の参加を促進します。	総務課



▶具体的施策② 町の審議会等委員への女性の参画の推進

町の審議会等委員については、推薦団体への協力要請や女性の学識経験者の登用、目標値の設定など、女性委員の割合を高めるよう取組を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
30	推薦団体への協力要請	審議会等委員の推薦を依頼する際に、性別に偏りが生じないよう、積極的に女性委員の推薦を依頼します。	総務課 関係課
31	女性の学識経験者の登用	審議会等委員に学識経験者枠がある場合、女性の学識経験者の登用を進めます。	総務課 関係課
32	目標値設定による審議会等委員への女性の登用促進	町の審議会等委員における女性の登用率40%を目指して、委員改選の際に女性の登用が進むよう周知します。	総務課

▶具体的施策③ 公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が必要です。このため、町内の公共的団体や文化・スポーツ・市民活動等の各種団体に対して、協力を要請します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
33	公共的団体（農協、商工会等）に対する協力要請	町内の公共的団体に対して、女性参画が拡大するよう、協力を要請します。	総務課 関係課
34	町内各種団体に対する協力要請	町内の各種団体に対して、女性参画が拡大するよう、協力を要請します。	総務課 関係課

▶具体的施策④ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

埼玉県や関係機関と連携し、優れた知識、技能、経験等を持った女性の人材情報を収集し、情報提供を行っていきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
35	女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	埼玉県等と連携しながら、女性の人材に関する研修に積極的に参加するとともに、女性の人材情報を収集します。	総務課
36	女性の人材育成に関する埼玉県、関係機関等との連携	埼玉県等が実施する講演会、セミナー等について、周知します。	総務課

### 施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進

「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。現在、地域においては人口減少や高齢化の進展、人間関係の希薄化、単身世帯の増加など、様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

地域において男女共同参画の推進をするには、地域における政策、方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、地域社会活動に男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

また、令和元年東日本台風(台風第19号)の災害経験から、防災対策は男女のニーズの違いを把握して進める必要があることを学びました。防災に関する政策・方針決定過程及び被災時の避難所における女性を巡る問題など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立しなければなりません。

#### ▶具体的施策① 地域の活動における男女共同参画の促進

地域の活動が片方の性に偏ることなく、一人ひとりが様々な地域活動に参画していけるよう、地域に根強く残っている固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動を行います。また、地域における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
37	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを進める意識啓発	地域における男女の固定的な役割分担を見直すため、意識啓発に取り組みます。	総務課
38	行政区組織における男女共同参画の促進	各地域の組織において、男女が分担して役割を担えるよう働きかけます。	総務課

▶具体的施策② 防災活動における男女共同参画の促進

被災時の避難所運営等において、女性や子どもへの配慮、男女共同参画の視点に立った防災活動を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
39	男女共同参画の視点に立った地域防災計画・各種対応マニュアルの検討	防災組織への女性登用の促進を図り、男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルとなるよう検討し、防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	総務課
40	女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた地域防災活動の促進	女性や高齢者、障がい者等に配慮した地域防災活動を行います。	総務課 健康福祉課
41	セミナー、出前講座等での意識啓発	障がい者施設での福祉避難所開設訓練など、実際の災害を想定した訓練を実施していきます。	総務課

▶具体的施策③ 障がい者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

障がい者、外国人、妊娠期の女性など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を發揮しながら社会に参画し、充実した生活を送ることができるよう努めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
42	講座、セミナー等における手話通訳者、要約筆記の確保	講演会やイベントにおいて、必要に応じて、手話通訳者等を依頼します。	全庁
43	外国語講座や外国文化の紹介等の学習機会・情報提供	町内在住の外国人向けに、講座や研修を開催し、生活に根差した情報を提供します。	生涯学習課
44	国際交流の推進	町内在住外国人と交流するなど、国際的な理解を深める機会を提供します。	生涯学習課
45	ユニバーサルデザインの推進	バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。	全庁

## 基本目標 3 安心して暮らせる社会づくり

### 施策の基本的方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

#### (DV対策基本計画)

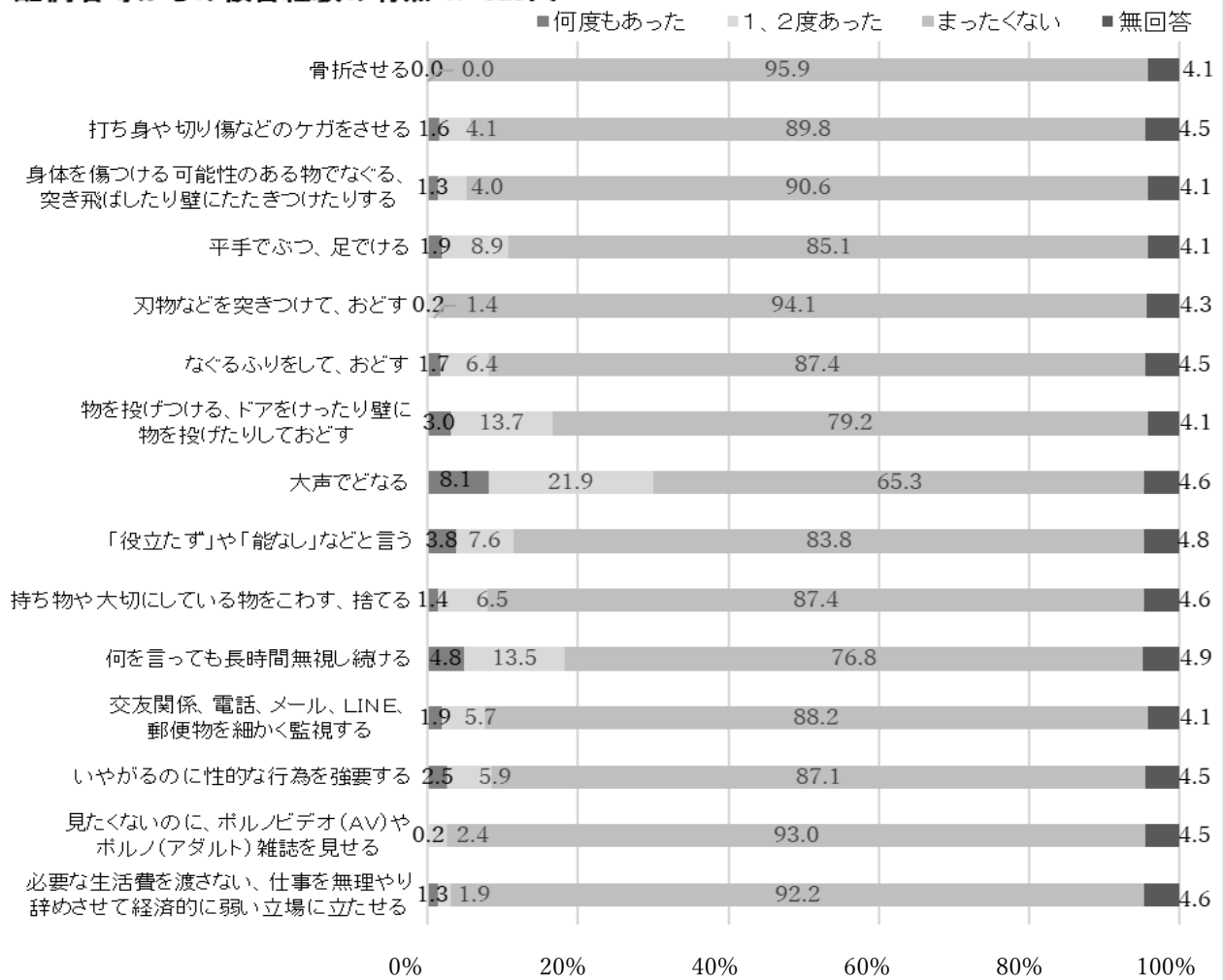
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナー、恋人など親密な関係間における暴力のことです。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、暴言や脅迫等の精神的圧迫、性行為の強要等の性的暴力、生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせる等の経済的圧迫も含まれます。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査において、これまでに配偶者等からの暴力行為の有無を尋ねたところ、男女ともに「大声でどなる」、「何を言っても、長時間無視し続ける」、「物を投げつける、ドアをけったり壁に物を投げたりして、おどす」の割合が高くなっています。しかしながら、被害を受けた後、女性の40.6%、男性の68.8%が「我慢した」、「どこ（だれ）にも相談しなかった」ことがわかりました。

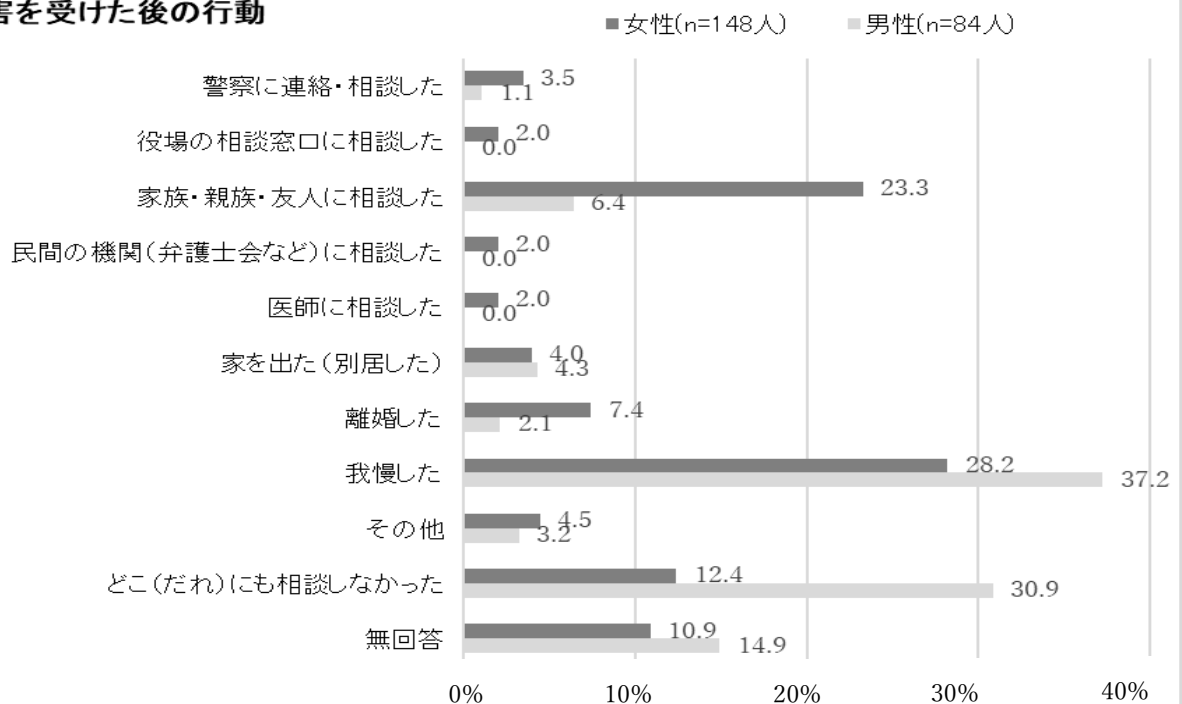
DVは、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした問題となっております。

こうしたことから、女性に対する暴力を許さない社会的認識を広く浸透させるための意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、防犯対策の強化やDV防止等の意識啓発など、女性の人権を尊重した視点に立って、幅広い取組を進めることが必要です。

### 配偶者等からの被害経験の有無 n=629人



### 被害を受けた後の行動



▶具体的施策① DVやデートDVなど配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DVやデートDV(注4)、ストーカー行為などの暴力を絶対に許さないという社会の理解と、暴力の発生を防ぐ意識を醸成します。また、埼玉県等と連携しながら、情報発信、啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
46	DV、デートDV防止に係る広報、意識啓発、予防のための研修	埼玉県等が行う講演会、パンフレット等を活用して、情報を発信し、DV、デートDV防止の意識を醸成します。また、中学校において、埼玉県の資料等を活用して、デートDV防止に関する授業を実施します。	総務課 教育総務課
47	DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発	川島町要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化と保護者等への啓発を行います。	総務課 子育て支援課 教育総務課
48	埼玉県、関係機関等との連携	埼玉県や関係機関と連携し、意識啓発や相談体制整備により、DVやデートDVの発生を防止する環境づくりを進めます。	総務課 健康福祉課 関係課

▶具体的施策② 安全・安心なまちづくりの推進

女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、道路や公園等の施設の安全管理対策を進めます。また、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域の協力を得ながら、防犯対策の強化を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
49	公共施設等の安全管理の推進	交通安全施設、道路、公園等の公共施設について、安全確保のための整備を推進します。	総務課 町民生活課 まち整備課
50	防犯対策の強化	地域の協力を募り、各地区での防犯パトロール、こども110番、登下校時の児童生徒の見守りを実施します。	総務課 教育総務課 関係課

注4 デートDV…

交際相手から行われる暴力行為のこと。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為等様々な形があります。10～20代の若年層にも起きています。

▶具体的施策③ DV被害者のための相談体制の整備

被害者から相談があった際に必要な支援が行えるよう、庁内関係課との連携を強化するほか、埼玉県や児童相談所、警察等の関係機関との連携も強化し、DV被害者等の保護に努めます。また、被害に遭った際に相談できる場所を知っている方が増やすため、DV相談窓口の周知を図るとともに、相談者が相談しやすい環境づくりを進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
51	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	関係機関との連携により、的確な緊急保護対応を行います。	総務課 関係課
52	DV対策庁内連携会議の充実	DV対策庁内連携会議を活性化させ、DV相談があった際に支援ができるよう、体制を整備します。	総務課
53	相談体制の充実	被害者から相談があった際の庁内の相談体制を整備し、相談しやすい環境づくりに努めます。 また、埼玉県等の相談窓口について、周知を行います。	総務課 健康福祉課 関係課
54	被害者等の届出手続きに関する支援	関係機関と連携して、必要な届出手続きに関する支援を行います。	総務課 関係課
55	DV被害者の子どもに対する支援	川島町要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携及び体制の強化を図ります。	子育て支援課
56	被害者の自立に関する支援の充実	関係機関と連携して、被害者が自立した生活ができるよう支援を行います。	総務課 関係課

▶具体的施策④ ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為です。あらゆる場におけるハラスメントを防止するため、広報・意識啓発を進めます。

また、町職員のハラスメントに対する理解を促進し、ハラスメントを許さない職場づくりを進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
57	ハラスメント防止に係る広報、意識啓発	ハラスメントを防止するため、町内小・中学校の教職員や町職員を対象に、意識啓発を行います。	総務課 教育総務課
58	町職員への防止対策の推進	ハラスメントの防止を図るため、研修等を通じて職員に注意喚起するとともに、発生した際の相談体制を整備します。	総務課



## 施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

健康で、心身ともにいきいきと暮らすためには、正確な知識と情報が必要です。特に女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することもあることを男女とも留意する必要があります。

そのため、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) (注5)」、「の視点が重要であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯を通じた健康支援を推進することが重要です。

### ▶具体的施策① 生涯を通じた男女の健康の保持増進

一人ひとりが健康状態の応じて適切に自己管理ができるようにするための健康相談や普及啓発、生活習慣病予防対策、健康保持増進対策を進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
59	生涯を通じた健康の保持増進のための健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進	フレイル(加齢に伴う体力、生活機能の低下)を予防するため、健康診断や健康相談、各種体操等の普及啓発を行います。	健康福祉課
60	男女のライフステージに合わせた健康づくり支援	それぞれのライフステージに応じた健康診査、男女それぞれに特有の心身の健康に関する相談対応に取り組みます。	健康福祉課

#### 注5 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) ...

性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ライツ)とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

▶具体的施策② 健康を脅かす問題についての対策の推進

H I V／エイズや、子宮頸部がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものです。予防対策を推進するとともに、学校においても性感染症に関する教育を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
61	H I V／エイズや、子宮頸部がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症等への対策の推進	保健所が行っている性感染症検査について周知を行うとともに、性感染症対策の情報提供に努めます。	健康福祉課
62	学校における性感染症に関する教育の推進	中学校において、保健師による「性に関する指導」を実施します。	教育総務課

▶具体的施策③ 性差に応じた健康支援の推進

生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要なことから、性差を踏まえた心身の健康維持支援を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
63	性差に応じた各種検診の普及啓発	女性特有のがん（乳がん、子宮がん）、男性特有のがん（前立腺がん）等の各種検診受診を呼びかけます。	健康福祉課
64	生活習慣病予防対策の推進	特定健康診査を実施するとともに、受診率向上に努めます。	健康福祉課
65	メンタルヘルス対策の推進	心の健康を保つため、住民を対象とした「こころの相談」を実施するとともに、各種相談窓口を周知します。また、町職員に対して、メンタルヘルスカウンセリングを実施します。	総務課 健康福祉課

▶具体的施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

一人ひとりが自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・充実を図ります。

また、女性指導者の育成、スポーツ・レクリエーション団体における女性の参画拡大を図るための環境整備を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
66	スポーツ、レクリエーション団体の育成・充実	総合型地域スポーツクラブと連携し、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。	生涯学習課
67	女性指導者の育成	スポーツやレクリエーション活動の中心となる女性リーダーを養成します。	生涯学習課
68	各種団体の役員等への女性の積極的な登用促進	各種団体において、役員を選出する際に、女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。	生涯学習課

## ■第5章 計画の推進

### 1 総合的な推進体制の整備

#### (1) 庁内推進体制の整備

##### ①職員の研修機会等の充実

行政に携わる全ての町職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

##### ②推進体制の強化

計画を着実に実行するため、川島町男女共同参画推進委員会のより良い運営方法を検討します。

##### ③庁内推進体制の整備

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めることができるよう、庁内の推進体制の整備を行います。

#### (2) 計画の進捗状況の管理

策定した計画の進捗管理を行い、事業の成果を確認し、事業内容の見直し、効果的な方法への改善など、次の事業に生かす仕組みをつくることが大切です。

進捗の管理にあたっては、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本に、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで行います。

また、社会情勢等の変化に応じて、本計画や「川島町男女共同参画によるまちづくり推進条例」の見直しを行います。

### 2 関係機関等の連携体制の構築

#### (1) 国、埼玉県、近隣市町村との連携

各種施策の実施に関する相談や情報、研修機会の提供など、国や埼玉県が設置している機関との連携体制を構築するとともに、近隣市町村と情報交換、意見交換を行います。

#### (2) 町民、事業者、民間団体との連携

男女共同参画に関する取組を行う町民、事業者、民間団体との連携を強化し、主体的な取組を支援します。